

する18歳以上の方 **回** 20人(先着順)
甲 5月1日～15日までにメール
 (shogaigakushu@city.kumamoto.
 lg.jp)または電話で生涯学習課へ
 修了者は、派遣プレリーダーとして
 登録し、各地域で開催されるプレイ
 パークに派遣します。
 (生涯学習課 ☎328-2736)

**熊本市スポーツリーダーを
活用しませんか**

本市では、スポーツリーダーを派遣
 しています。PTA活動や子ども会活動、
 部活動、各スポーツ教室、地域行事な
 どで活用しませんか。

回 市内に住むか通勤・通学する5人
 以上の団体・グループ(参加者全員が
 スポーツ保険等に加入していること
 が条件) **費** リーダー1人に1回2時間
 程度1,000円 ※会場や用具は依頼者
 がご準備ください。 **甲** 希望日の2週
 間前までにスポーツ振興課へ
 (スポーツ振興課 ☎328-2724)

**第35回熊本県シルバー作品展
作品募集**

回 8月29日(火)～9月3日(日) **場** 熊
 本県立美術館分館 **回** **部門** 6部門
回 県内に住む令和6年4月1日時点で
 60歳以上のアマチュアの方 **費** 出品
 料1点1,000円 **甲** 4月3日～6月23日
 までに一般社団法人熊本さわやか長
 寿財団(☎354-3083)へ
 (高齢福祉課 ☎328-2963)

**防犯情報を市公式LINEで受信
しませんか?**

市公式LINEでは「くらしの安全」を
 受信設定している人向けに、「ゆっ
 ぴー安心メール」の配信をしていま
 す!

「ゆっぴー安心メール」とは、不審者
 や「電話で『お金』詐欺」などの情報の
 ほか、犯罪被害にあわないためのアド
 バイスなどについて県警が配信して
 いるメールです。

ご自身や大切な人を **受信設定方法**
 犯罪被害から守るため、
 市公式LINEに友だち登
 録して「くらしの安全」
 を受信しませんか?
 (生活安全課 ☎328-2397)

**近くに黄色いお花が咲いてい
ませんか?**

道路沿いや河川敷などで、コスモス
 に似た黄色い花を見かけませんか?
 その花は、外来生物法で特定外来生物
 に指定されている「オオキンケイギク」
 の可能性があります。

オオキンケイギクは繁殖力が非常
 に強く、定着した場所で繁茂し、在来

の植物の生育場所を奪ってしまうこと
 から、生態系に重大な影響を及ぼす
 おそれがあります。

ご自宅のお庭や事業所で「オオキン
 ケイギク」が確認さ
 れた場合には、市や
 九州地方環境事務所
 のホームページを参
 考に、駆除のご協力
 をお願いします。



市ホームページ 九州地方環境事務所ホームページ



(環境政策課 ☎328-2427)

ダニによる被害を防ぎましょう!

湿度、気温がともに高くなるこれか
 らの時期は、家の中のダニが発生しや
 すくなります。ダニは人を刺すだけで
 なく、アレルギーの原因にもなります。
 ダニを殺虫剤などで部屋から一気に
 駆除することは難しいので、辛抱強く
 ダニが生息しにくい環境をつくること
 が必要です。

部屋の換気、掃除を行い、天気の良い日
 は布団を干して布団用の吸引口
 をつけた掃除機で埃を吸い取りま
 しょう。

(生活衛生課 ☎364-3187)

繁殖期(3月～7月)のカラスに注意

繁殖期のカラスは、卵やヒナを守る
 ために人を威嚇・攻撃することがあり
 ます。

特に、ヒナの巣立ちの時期(5月～6
 月)は、威嚇行動が激しくなりますの
 で、巣の近くは避けて通るなど、子育
 て中のカラスを刺激しないようにし
 ましょう。それでも人を威嚇する場
 合は、帽子や傘などで防ぎましょう。

巣の中に卵やヒナがない場合は、
 自身で撤去できますが、卵やヒナが
 いる場合は、「鳥獣保護管理法」に基づ
 く許可が必要です。詳しくは、鳥獣対
 策室へ。

(鳥獣対策室 ☎328-2369)

**春の農作業安全確認運動が
始まりました!**

毎年、尊い命が農作業事故で失われ
 ています。特に、65歳以上の高齢者
 による事故やトラクターなどの農業機
 械による転落、転倒事故が多く発生し
 ています。農作業を行う際は、次のポ
 イントを徹底しましょう。

○農作業機械を使う方、特に高齢者
 方には、「トラクターに乗るときは
 安全フレームを立てて、シートベル
 トを忘れずに」など、家族やお知り
 合いから声掛けを徹底しましょう。↗

○道路やほ場の傾斜や路肩等の作業
 環境を十分確認し、事故を起こしに
 くい環境づくりを心掛けましょう。
 ○機械の点検や清掃は、必ずエンジ
 ンを止めてから行いましょう。
 家族や仲間からも「声かけ」を行い、
 より一層の事故防止の意識をもって、
 農作業事故をなくしましょう。
 (農業支援課 ☎328-2384)

盛土規制法が施行されます

・盛土等による災害を防止するため、
 宅地造成等規制法の改正により、宅
 地造成及び特定盛土等規制法(通
 称:盛土規制法)が令和5年5月26
 日に施行されます。
 ・法施行に伴い、今年度から本市では
 新たな規制区域の指定を行うため
 の基礎調査を実施します。
 ・指定後の新たな規制区域内では、**土**
地の用途(宅地、農地、森林等)にか
 わらず、一定規模以上の盛土、切
 土、土石の堆積(一定期間後に撤去
 することを前提とした盛土)につい
 ては許可または届け出が必要にな
 るほか、土地所有者等の責務が明確
 化され、無許可行為や命令違反等
 に対して罰則が強化されます。*1

*1 新たな規制区域指定までの期間
 は、現行の宅地造成工事規制区域
 およびその規制については、従前の
 取り扱いと同様です。
 本市では令和7年度
 の規制区域指定を
 予定しています。



詳しくは市ホームページへ。
 ・盛土規制法に関すること
 (都市安全課 ☎328-2966)
 ・現行の宅地造成工事規制区域の規
 制に関すること
 (開発指導課 ☎328-2507)



**カーボンニュートラルに向けて
省エネ性能ラベルでかしこくお
トクに!省エネ家電のススメ**

省エネラベルをご
 存じですか?

資源エネルギー
 庁が行っている、
 星の数等で省エネ
 を数値化した制度
 のことで、省エネ
 性能に優れている
 家電が一目でわか
 ります。

「省エネラベル」には、41段階の多
 段階評価と、家電の省エネ基準達成率
 や年間目安エネルギー料金などが表
 示されています。地球と家計にやさし
 い省エネ性能の家電を選んでみま
 せんか。

熊本市の「省エネルギー機器等導入
 推進事業補助金」で
 は、以下の省エネ家
 電(エアコン、冷蔵
 庫、冷凍庫または
 LED照明器具)の補
 助を行っています。
 詳しくは市ホーム
 ページへ。



↓「熊本市省エ
 ネルギー機器等導
 入推進事業補助
 金」ホームページ



○エアコン
目標年度2027において100%以上
 ○冷蔵庫、冷凍庫
目標年度2021において100%以上
 ○LED照明器具
 自宅の壁や天井等に設置するもの。
 ※イルミネーション用ライト、卓上ラ
 ンプ、ランタン、LED電球等は対象外。
 (脱炭素戦略課 ☎328-2355)

5月10日から16日は愛鳥週間です

熊本県では、5月10日からの1か月
 間を指導取締強化月間と定め、違法捕
 獲等の防止に取り組んでいます。野生
 鳥獣や鳥類の卵は、狩猟による捕獲や
 許可を受けたもの以外は、原則として
 捕獲、殺傷、採取が禁止されています。

なお、野生鳥獣(メジロ、ホオジロな
 ど)の愛がん飼養目的の捕獲は、鳥獣
 の乱獲を助長する恐れがあることか
 ら、平成24年4月以降は許可していま
 せん。
 (市動物愛護センター ☎380-2153)

専門職による各種相談のご案内

無料

場所:市庁舎3階広聴課相談室

種類(相談員)	相談内容	相談日時	定員	申込
法律相談 (弁護士)	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど(電話による相談)	月曜・水曜・金曜 日(各曜日毎月 4回まで) 午後1時～4時 (1人20分まで)	各8人 (先着順)	予約専用電話/ ☎234-7499 受付開始/相談日の 2週間前の週の月曜 日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午 前8時半～午後5時
	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど(電話または面接による相談)	火曜日 (毎月4回まで) 午後1時～4時 (1人20分まで)	各8人 (先着順)	予約専用電話/ ☎325-0020 受付開始/相談日の 2週間前の週の月曜 日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午 前9時～午後5時
相続・登記 相談 (司法書士)	相続や土地・建 物登記など(電 話または面接 による相談)	木曜日 (毎月3回) 午後1時～4時 (1人30分まで)	各12人 (先着順)	予約専用電話/ ☎234-7499 受付開始/相談日の 2週間前の週の月曜 日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午 前8時半～午後5時
税務相談 (税理士)	所得税・相続 税・贈与税など (電話または面 接による相談)	月曜日 (毎月3回) 午後1時～4時 (1人30分まで)	各6人 (先着順)	予約専用電話/ ☎234-7499 受付開始/相談日の 2週間前の週の月曜 日(祝日の場合翌日) 受付時間/平日の午 前8時半～午後5時
民事介入 暴力相談 (暴力追放 相談委員)	暴力団に関する あらゆる相談 (電話または面 接による相談)	月曜日 午前9時～正午	—	予約不要。相談時間 内に広聴課または専 用電話☎328-2933 へ

※祝日および年末年始を除く

(広聴課 ☎328-2075)

一般競争入札(郵便入札)で市有地を貸し付けます

物件の所在	登記 地目	地積 (m ²)	最低貸付料 (円/月)	貸付用途
中央区坪井6丁目164番1の一部	雑種地	165.00	7,200	駐車場、 資材置場等
中央区水前寺4丁目512番の一部		185.00	52,200	
中央区水前寺4丁目512番の一部		368.00	103,800	
中央区水前寺4丁目512番の一部		185.00	52,200	

開札日時 7月21日(金) 午後2時から物件ごとに随時(予定)

開札場所 市庁舎6階入札室(予定)

貸付期間 令和5年9月1日(金)～令和12年3月31日(日)まで(予定)

申込 5月1日～31日までに郵送で資産マネジメント課へ

※入札の参加資格、物件の詳細、入札の手順など詳しくは、市ホームページ
 「市有地貸付募集要領」へ。(5月1日より公開予定)

※入札者のいない物件、または落札されなかった物件は、先着順で貸し付けます。
 (資産マネジメント課 ☎328-2845)

家庭ごみの排出量 **2022年度(4～2月) 438g(前月比 -5g/目標 403g)**
 1人1日あたり (廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用の水使用量 **2022年度3月 229L(前月比 -2L/目標 210L)**
 1人1日あたり (水保全課 ☎328-2436)